

平成 17 年 3 月 4 日

会 員 各 位

社団法人東京建設業協会

高年齢者等雇用安定法の改正施行への対応に関する講習会

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年 12 月高年齢者等雇用安定法が改正施行され、高年齢者雇用確保措置に係る年齢は、年金支給開始年齢の引き上げに合わせて段階的に引き上げられ、平成 25 年 4 月から 65 歳までの雇用確保措置が規定されております。

企業は段階的に、① 65 歳までの定年の引き上げ、② 65 歳までの継続雇用制度の導入、③ 定年の廃止、のいずれかの措置を講ずる必要があります。多くの企業ではこの 3 つの選択肢のうち「② 継続雇用制度の導入」を検討されていることと思います。

本格的な少子高齢化社会に突入し、数年後には団塊の世代が定年年齢を迎え始めるなか、この問題への対応の巧拙は企業の競争力をも左右しかねません。今回の講習では、雇用延長のためのオプション選択の考えかたを解説するとともに、継続雇用制度を中心として制度設計の進め方について解説します。下記により開催しますので、ご参加ください。

記

開催日時 平成 17 年 3 月 23 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分

場 所 明治記念館 2 階 丹頂の間  
港区元赤坂 2-2-23 電話 03-3403-1171

- 内 容
1. 高年齢者活用に際しての基本的な考え方  
高年齢者をどう活用したらよいのか？
  2. 雇用延長をめぐる動向と対策  
改正法による 3 つのオプションとオプション選択の考え方
  3. 継続雇用制度を中心とした雇用延長制度の設計  
人員構成、高齢者活用余地、人件費負担等を考慮した制度設計の進め方

講 師 株式会社日本総合研究所  
研究事業本部 上席主任研究員 江 並 正 民 氏  
主任研究員 林 浩 二 氏

定 員 100名

申込方法

- ・ 申込書ご記入のうえFAXにてお申込下さい。
- ・ 申込が受け付けられますと、受付番号を記入のうえ返送させていただきます。
- ・ 定員等の都合により受け付けられない場合は、その旨連絡いたします。
- ・ 当日は受け付けられた申込書をお持ち下さい。

問合せ先 社団法人東京建設業協会 講習会係  
電話 03-3552-5656 FAX 03-3555-2170